


所管部課	学校教育部 給食課	部長	田村 美砂	
件名	東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>小学校教職員（担任）の給食配食量及び給食費については、担任学年の児童と同量、同額で運用している。（4区分：「1年生」「2年生」「3・4年生」「5・6年生」） 小学校低学年及び中学年の担任の給食配食量について、学校からも要望があったことから、一律で高学年と同量、同額に変更することとし、規則の一部改正を行ったものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 小学校教職員の「給食費基準月額」及び「日割計算による給食費の額」について、担任は、担任学年の額、担任以外は高学年の額としていた規定の文言を整理し、一律で高学年の額とする。</p> <p>② 「伝染性疾患」の文言を「感染症」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日。ただし、一部の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 教職員の給食配食量について、適正な対応ができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 文書課審査済み。</p> <p>(2) 平成31年2月20日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p> <p>(3) 平成31年2月20日に公布済み。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。